

施設整備部建築設計図書電子データ作成要領

平成12年 4月 制定
平成12年 5月 改訂
平成12年10月 改訂
平成17年 3月 改訂

川崎市まちづくり局施設整備部

施設整備部建築設計図書電子データ作成要領

第1章 共通事項

1 目的

この要領は、施設整備部の発注する建築物の設計関連図書を、電子データ化するために必要な事項を定める。

2 対象図書類

設計関連図書のうち、次のものを対象とする。

- (1) 設計図書 …すべての工事（ただし、解体工事は除く）
監督員の承諾を受けた完成図面とする。（押印の有無は問わない。）
- (2) 構造計算書 …新築、改築、増築工事
- (3) 工事内訳書 …新築、改築、増築工事
- (4) 地質調査報告書 …新築、改築、増築工事
- (5) 設備負荷計算書 …新築、改築、増築工事
- (6) 完成写真 …新築、改築、増築工事

3 データの構成

データの構成は、設計関連図書に記載されているデータ（以下、「図書データ」という。）と管理に用いる検索データ（以下、「検索データ」という。）により構成する。

第2章 図書データ

1 図書データの種類

- (1) 紙メディアは、イメージデータ（TIFF）に変換する。
- (2) CADデータは、イメージデータ（TIFF）及びDXFまたはSXF・DWGに変換する。
- (3) 計算書及び報告書は、WORDまたはEXCELデータとする。
- (4) 工事内訳書は、イメージデータ（TIFF）及びRIBCデータとする。
- (5) 完成写真はJPGデータとする。

2 データ形式

- (1) イメージデータは、TIFF G4で圧縮し、解像度400dpiで作成する。

又、対象図書類(2)～(5)のうち写真を含んだ図書は、TIFF形式マルチページとし、写真のあるページは、グレースケール256階調200dpiで作成し、写真のないページは、2値解像度400dpiとする。

3 CADデータの取扱い

- (1) CADデータは、DXF（SXF、DWGも可）及びTIFFに変換してファイルに収納する。

4 ファイル名

- (1) 対象図書類のファイル名は、図書データ1枚に1つとし、別紙の「電子データ作成基準」に基づき作成する。ただし(2)～(5)までの図書については、マルチページとする。
- (2) ファイル名は、半角文字8桁とし、検索データとの整合を図る。
- (3) 登録可能ファイル拡張子… tif、dxf、sxf、dwg、xls、doc、jpg、ute、utf

5 データの作成フローチャート

データの作成フローチャートは、別紙の「電子データ作成フローチャート」による。

第3章 検索データ

1 検索データの項目

検索データは次に掲げる項目とする。

- | | |
|----------|------------|
| (1) 所管局名 | (7) 工事種別 |
| (2) 施設名 | (8) 着工年 |
| (3) 工事名 | (9) 完成年 |
| (4) 所在地 | (10) 施設コード |
| (5) 施設用途 | (11) 図面名称 |
| (6) 工事内容 | (12) ページ番号 |

2 検索データの入力

- (1) CSV形式で図書データと同一のCD-Rに保存する。
- (2) 登録用CSVファイルフォーマットの作成等については、別紙の「電子データ作成基準」による。
- (3) ファイル名称は、index.csv とする。

第4章 データの提出方法

1 提出媒体

- (1) 提出媒体は、640MBのコンパクトディスク（CD-R）とし、IS09660レベルに対応したフォーマットとする。
CD-Rに納まらない場合は、DVD-Rでの提出とする。
- (2) 提出するCD-Rは、提出時点で最新のウィルス対策ソフトによりチェックする。
- (3) 提出するCD-Rのラベルには、工事完成年（西暦）、工事名、請負業者（委託業者）名及びデータ作成業者名を明記し、決済欄をもうける。（図1）



図1

2 データの格納場所

- (1) 提出するCD-Rに「data」ディレクトリ（フォルダ）を作成し、その中にデータを格納する。
- (2) 複合施設や複数施設にわたる工事の場合は、「data01」「data02」・・・とディレクトリを構成し、その中に同一データ（ただしCSVファイルは除く）を格納する。
- (3) その他必要と思われるデータは、「資料」ディレクトリを作成し、その中にデータを格納する。

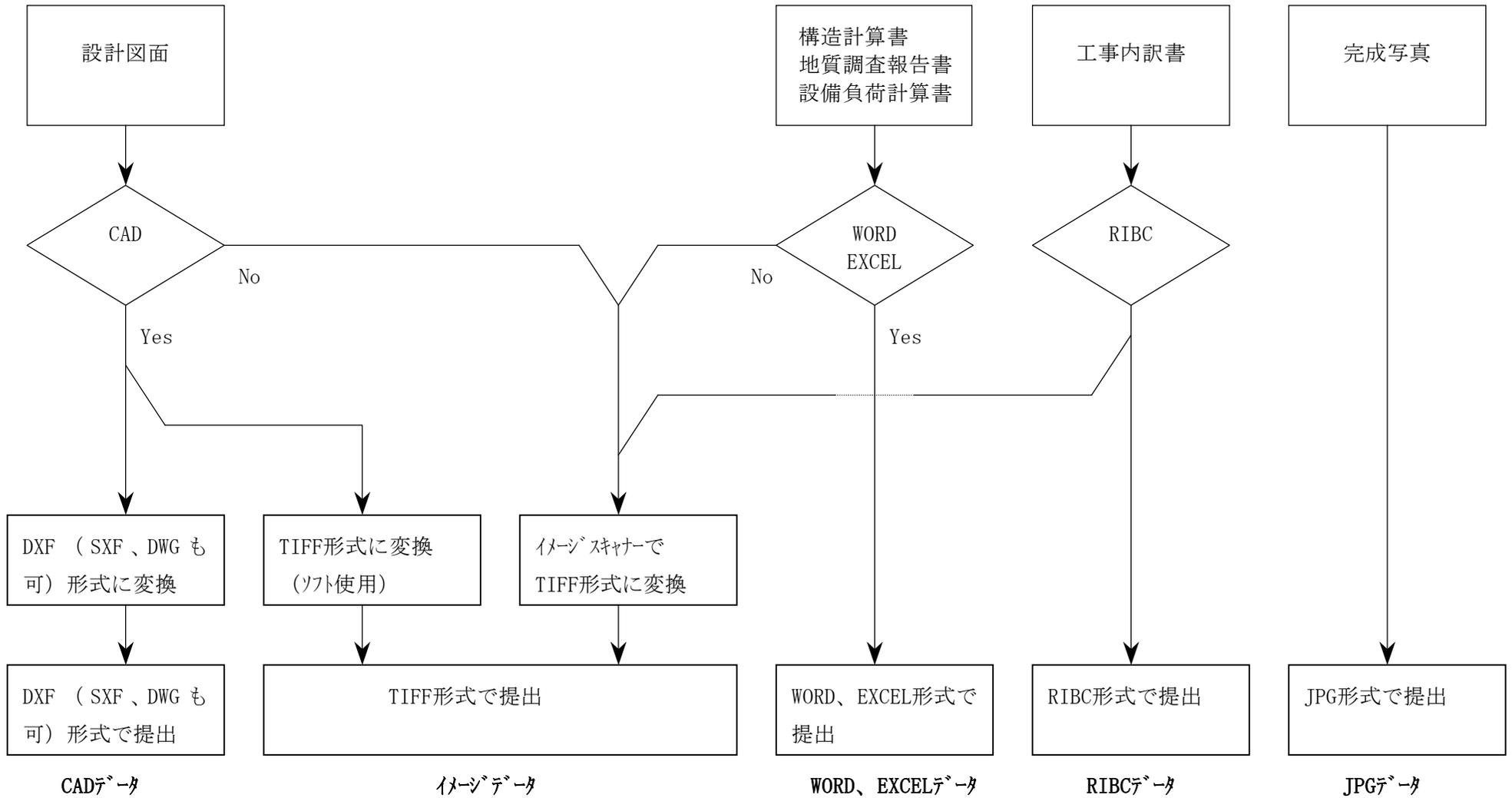
3 提出時期

- (1) 設計図面及び工事内訳書は、工事請負業者がデータ化し、工事完了後の引渡時に、監督員に提出する。
- (2) 構造計算書は、設計受託業者がデータ化し、設計図書納品時に併せて監督員に提出する。
- (3) 地質調査報告書は、地質調査受託業者がデータ化し、報告書提出時に併せて監督員に提出する。
- (4) 設備負荷計算書は、設計受託業者がデータ化し、設計図書納品時に併せて監督員に提出する。

（附則）

この作成要領は、平成17年4月1日から施行する。

電子データ作成フローチャート



電子データ作成基準

1 登録用CSVファイルフォーマットの作成について

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
ヘッダー	ファイル名称	所管局名	施設名	工事名	所在地	施設用途	工事内容	工事種別	着工年	完成年	施設コード	図面名称	ページ番号
データ													
データ													

2 データ部の記入説明

① ファイル名称： ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ . △ △ △ (8桁の数字+拡張子で表記する。)

完成西暦年号・局番号 ・ ページ番号 ・ 拡張子
 (例) 00020003 (2000年/総合企画局/3番図面)

- 完成西暦年号は完成した年の下2桁とする。
 - 局番号は、別表1による。
 - ページ番号は、4桁(0001~9999)とする。
 - 拡張子はtif、dxf、sxf、dwg、xls、doc、jpg、ute、utfとする。
- ② 所管局名：所管局名に略称は使用せず、正式名称とする。
- ③ 施設名：施設名称に仮称は使用せず、正式名称とする。
- ④ 工事名：工事名は「工事内訳書」による。
- ⑤ 所在地：所在地は「工事内訳書」による。
- ⑥ 施設用途：建築基準法施行規則の用途区分(別表2)を基準とする。
- ⑦ 工事内容：「新築・改築・増築・改修・補修・その他」のうちから選択する。
- ⑧ 工事種別：「建築・電気・機械・通信・込み・その他」のうちから1つ選択する。
- ⑨ 着工年：西暦により表示する。
- ⑩ 完成年：西暦により表示する。
- ⑪ 施設コード：コード番号は施設コード一覧表に基づき記入する。ただし、新築の建築物で施設コードが一覧表にない場合は、管財課に確認して入力する。
- ⑫ 図面名称：各図面に記載してある図面名称とする。(1階平面図、北側立面図、・・・)
 ただし、構造計算書・地質調査報告書・工事内訳書・設備負荷計算書についてはそれぞれ「構造計算書・地質調査報告書・工事内訳書・設備負荷計算書」と記入する。

- ⑬ ページ番号：4桁で表示する。（0001、0002、・・・）
図面をCD-Rに入力する場合は、それぞれページ番号をつける。

3 ヘッダー部の記述について

- CSVファイルの1行目に検索項目名であるヘッダーを記述する。
- 必ず①～⑬の項目名で記述すること。
- 記述にあたって、英数字は半角、漢字・カナは全角で入力する。

4 データ部の記述について

- 図面名称は、" " で囲んで入力する。
- CSVファイルの2行目以降に記述する。
- 記述にあたって、英数字は半角、漢字・カナは全角、中黒「・」は半角にて入力する。
- CSVファイルの区切りの記号「,」半角カンマは使用しないこと。

5 CD-Rについて

- ① 一括データ登録用のCSVファイルを入力する。
- ② ファイル名称（TIFFかDXF）を入力する。
①のファイル名で記述されたファイルがセットで登録されているものとする。
- ③ 所管局名、施設名、工事名は、必ずCD-R1枚に1セットで入力する。
- ④ データは、1工事につきCD-Rを1枚とする。
複合建築物の場合、データは各施設毎にフォルダを作成しデータを格納する。（「data01」「data02」・・・）
また、複数施設の工事をまとめて発注した場合も、各施設毎にフォルダを作成しデータを格納する。
（5施設の工事をまとめて発注したものは、5つのフォルダ構成が必要となる。）
- ⑤ CD-Rは標準品又は同等品以上の品質のものを使用する。
- ⑥ 提出前に必ず監督員のチェックを受けることとする。
- ⑦ 提出されたCD-Rは、返却しないものとする。

6 その他の事項

- 内容に不明な点があれば、監督員の指示に従うこととする。
- 提出されたCD-Rにファイル内容の誤入力が発見された場合は、速やかに訂正し、再提出するものとする。
- 提出されたCD-Rは返却しないものとする。

別表2 建築基準法施行規則の用途区分

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号
一戸建ての住宅	08010
長屋	08020
共同住宅	08030
寄宿舎	08040
下宿	08050
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
幼稚園	08070
小学校	08080
中学校又は高等学校	08090
養護学校、盲学校又は聾学校	08100
大学又は高等専門学校	08110
専修学校	08120
各種学校	08130
図書館その他これに類するもの	08140
博物館その他これに類するもの	08150
神社、寺院、教会又はこれに類するもの	08160
老人ホームその他これに類するもの	08170
保育所その他これに類するもの	08180
助産所	08190
児童福祉施設等（前4項に掲げるものを除く。）	08210
隣保館	08220
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
病院	08260
巡査派出所	08270
公衆電話所	08280
郵便局	08290
地方公共団体の支庁又は支所	08300
公衆便所	08310
建築基準法施行例第130条の4第4号に基づき建設大臣が指定する施設	08320
税務署、警察署、保健所又は消防署	08330
工場（自動車修理工場を除く。）	08340
自動車修理工場	08350
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
ボーリング場、スケート場又は水泳場、スキー場、ゴルフ場練習場又はバッティング練習場	08370
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	08390

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号
ホテル又は旅館	08400
自動車教習所	08410
畜舎	08420
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	08440
飲食店（次項に掲げるものを除く。）	08450
食堂又は喫茶店	08452
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
事務所	08470
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
自動車倉庫	08490
自転車駐車場	08500
倉庫業を営む倉庫	08510
倉庫業を営まない倉庫	08520
劇場、映画館又は演芸場	08530
観覧場	08540
公会堂又は集会場	08550
展示場	08560
料理店	08570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
ダンスホール	08590
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
卸売市場	08610
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
その他	08990

請負業者 → まちづくり局 → 請負業者 → データ作成業者

一般監督員	主任監督員

電子データ作成依頼書

請負業者（委託業者）名 _____ 現場代理人 _____ 年 月 日

所 管 局 名	
施 設 名	
施 設 コ ー ド	
工 事 名	
所 在 地	
施 設 用 途	
工 事 内 容	新築 ・ 改築 ・ 増築 ・ 改修 ・ 補修 ・ その他
工 事 種 別	建築 ・ 電気 ・ 機械 ・ 通信 ・ 込み
着 工 年	
完 成 年	

その他内容（複合建築物・複数施設の場合に記入）

所 管 局 名	施 設 名	施 設 用 途	施 設 コ ー ド